

災害時ペット対応 マニュアル 【飼い主編】

八王子市保健所生活衛生課
令和6年（2024年）1月

1 はじめに

(1) 災害時は「自助」が基本

災害への対応は、「自助」「共助」「公助」があり、人の災害対策においてその割合は、7（自助）：2（共助）：1（公助）と言われています。ペットの災害対策でも同じで、飼い主による「自助」が基本となります。

(2) 同行避難

同行避難とは、飼い主とペットと一緒に避難する避難行動です。指定避難所でペットと人間と同室で飼養管理することを意味するものではありません。

災害時に、飼い主が自身の安全を確保したうえで、災害の状況を見極め、より安全な避難場所を確保するため、平時からペットと同行避難する必要性が生じることを想定して、十分な準備をしておきましょう。

(3) 指定避難所に同行できるペット

犬、猫、小動物（小鳥やうさぎ、ハムスターなど）

大型動物、危険動物、特別な管理が必要な動物は受け入れることができません。

2 災害発生時の対応

(1) まずは

まずは自分の身の安全を確保します。災害時は動物も興奮し、普段と違う行動をとることがあります。まずは、飼い主が落ち着き、そのあとでペットを落ち着かせるようにしましょう。

(2) 避難が必要な場合には

動物を連れての避難が必要な場合、犬には必ずリードを装着しましょう。小型犬は、リードをつけたうえでキャリーバッグに入れましょう。犬以外の動物は、キャリーバッグやケージに入れて避難しましょう。

決して動物を放さないようにしてください。普段おとなしい動物でも非常時には、はぐれたり、人やその他の動物を咬んでしまうことも考えられます。

混乱する中での、はぐれてしまったペットの搜索や咬傷事故への対応は非常に困難です。

(3) 避難所では

避難所にペットを同行避難する際は、ペットの情報について避難所に届け出る必要があります。事前に必要な情報を集めておきましょう。また、避難所にはさまざまな人が集まります。周囲に配慮し、避難所における飼育ルールを守って、適切

に飼育管理する必要があります。

避難者は、避難所の運営に積極的に参加することが求められます。避難生活を送っていく中で、飼い主としての責任を果たすことに加えて、避難者として施設の円滑な運営に協力しましょう。

3 平常時における対策

(1) 自宅における災害対策

家の耐震化や家具の転倒防止、ガラスの飛散防止などにより飼い主とペットが怪我をしない対策を取りましょう。ペットが普段いる場所についても、周囲に倒れやすい物や壊れやすいものの近くは避けることで、ペットの安全につながります。

また、鎖やリードに繋いでいる場合は、首輪や鎖が劣化していないか日頃から確認しておきましょう。

(2) 一時預かり先の検討

避難生活は、ペットにとっても非常にストレスとなります。また、災害の状況やペットの健康状態によっては、避難所のペットの受け入れができないことも考えられます。もしかしたら、飼い主が怪我をしてしまい、ペットのお世話ができなくなってしまうかもしれません。このような場合に備えて、親せきや友人など一時的に預けられる場所を決めておくことも大切です。

また、大型動物、危険動物、特別な管理が必要な動物など、指定避難所に同行できないペットについても、一時預かり先を決めておきましょう。

(3) しつけ

いざ、ペットと一緒に避難しようとしても、災害時には避難所までの道のりが普段のように安全とは限りません。人とペットが安全に避難するために、避難の際にはケージやキャリーバッグなどを使用しましょう。そのためには、普段からケージやキャリーバッグに入ることに慣れさせておく必要があります。

また、災害時におけるペットの飼養は、普段と同じような快適な環境を確保することは難しく、多くの制約を伴うためペットにとっても非常にストレスになります。普段から人や物を怖がったり、むやみに吠えたりしないこと、決められた場所での排せつや「まて」「おすわり」などといった基本的なしつけが必要となります。

(4) 健康管理

避難所生活では、大勢の人や見知らぬ動物と一緒に生活することになります。このような環境では、ストレスによる免疫の低下などにより感染症にかかりやすくなることがあります。日頃からペットの習性に合った飼い方を心掛け健康を保つとともに

に、予防接種やノミ・ダニなどの外部寄生虫の駆除をしっかりと行います。また、計画の無い繁殖を防ぐための不妊・去勢手術を必要に応じて行いましょう。

(5) 飼い主の明示

突然の災害でペットと飼い主が離れ離れになってしまうかもしれません。保護された際すぐに飼い主が分かるよう、普段から迷子札やマイクロチップの装着により飼い主の明示をしておきます。

犬の場合は、狂犬病予防法により「鑑札またはマイクロチップの装着及び環境大臣指定登録機関への登録」と「狂犬病予防注射済票の装着」が義務付けられています。

(6) 避難用品や備蓄品

災害時に避難所などでペットの飼育に必要なものは、飼い主が用意しておく必要があります。安全に避難するためのケージやキャリーバッグとともに、すぐに手に取れる場所に用意しておきましょう。

災害時には物流が滞り、物資が入手しにくくなります。フードや水は7日分程度、療法食等の特別食を必要とする場合は、さらに長期間分の用意が必要になります。また、普段処方されている慢性疾患の治療薬などは、被災時に不足しないようかかりつけの獣医師に相談しておきましょう。

避難する際に、一度に持ち運べる量には限度があります。持ち出す物には優先順位をつけ、優先順位の高いものはすぐに持ち出せるよう、工夫しておきましょう。

避難用品や備蓄品の例

【優先順位1 動物の健康や命に係わるもの】

- ・療法食、薬
- ・フード、水（7日分程度）
- ・予備の首輪、リード（伸びないもの）
- ・キャリーバッグやケージ
- ・排泄物の処理用具
- ・トイレ用品（猫の場合は使い慣れた猫砂、または使用済みの猫砂の一部）
- ・食器

【優先順位2 情報】

- ・飼い主の連絡先とペットに関する飼い主以外の緊急連絡先・預かり先などの情報
- ・ペットの写真
- ・ワクチン接種状況、既往症、健康状態、かかりつけの動物病院などの情報

【優先順位3 ペット用品】

- ・タオル、ブラシ

- ・ウエットタオルや清浄綿（目や耳の掃除など）
- ・ビニール袋（排せつの処理など）
- ・お気に入りのおもちゃなど匂いのついた用品
- ・洗濯ネット 猫の場合
- ・マジック、ガムテープ（ケージの補修、段ボールを用いたハウス作り、動物情報の掲示など）

(7) ペットの情報について

避難所への同行避難の際は、他のペットと共同生活をする事となります。日頃の狂犬病やその他の予防接種が確認できない場合は、避難所での受け入れが困難な場合があります。また、ペットの健康管理のために既往症や服用している薬などの情報が重要になります。これらの情報は、避難所に同行避難した際に受付で「同行動物登録カード」に記入し提出する必要がありますので、日々、情報を更新しておく必要があります。

様式 5 避難所の関係様式

5 - 8 同行動物登録カード

様式 1

避難所 同行動物登録カード

No.	入所		年	月	日	
	退所		年	月	日	
飼い主	氏名	フリガナ				
	避難前住所					
	電話					
	動物種	犬・猫 その他()	体格	特大・大・中・小		
動物	品種		毛色		年齢	
	性別	オス・オス(去勢) メス・メス(避妊)	個体識別 (犬は鑑札番号等)	犬の登録 有・無 (No.) マイクロチップ 有・無 (No.)		
	名前		予防歴 (1年以内)	犬 - 狂犬病予防ワクチン・____種混合ワクチン 猫 - ____種混合ワクチン		
	特徴/性格			ケージ 有・無	リード 有・無	
特記事項	健康・負傷()	咬傷歴 無 ・ 有				

(8) 避難ルートの確認

災害時に備え、一時避難所の所在地や避難ルートを確認しておきましょう。

災害はいつ起こるかわかりません。自宅のほか、職場や学校からの避難も想定し、家族でペットを連れて避難する方法を事前に話し合っておきましょう。

また、ペットを連れての避難訓練では、ペットをキャリーバッグに入れて移動するなど、災害時を想定して行動し、一時避難所までの所要時間や危険な場所等をチェックしておくことも有効です。

4 避難所での生活

ペットと人の居住スペースは別々のスペースになり、ペットの飼育管理は飼い主の責任で行います。これまでの災害では、ペットがいることによってつらい避難生活の中での心の安らぎや支えとなったという声がある一方、吠えてうるさい、咬まれた、毛や糞尿の処理などでトラブルになることもありました。ペットを連れていない人への配慮やペット自身のストレス軽減など、飼い主には普段以上に様々な配慮が必要です。

(1) 同行動物の届出・飼育ルールの確認

避難所では「5-8 同行動物登録カード」を作成し、提出します。

「同行避難されたペットの飼い主の皆さんへ」を受け取り、避難所での飼育ルールを確認します。

(2) 飼育場所

避難所ごとに定められている飼育場所を確認し、持参したケージに動物を入れ配置、ケージに入らない場合は、指定された支柱等にしっかりと係留する。

(3) 健康管理

災害時には、人もペットも大きなストレスを感じます。加えて、物資の不足や衛生の確保が難しい場合もあるため、人もペットも体調を崩しやすくなります。いつも以上にペットの体調に気を配り、不安を取り除くよう心がけましょう。

(4) 飼い主同士の協力

ペットの飼い主は「飼い主の会」に参加し、飼い主相互に協力して飼育場所の管理やペットの適正な飼育に努めるとともに避難所の運営に協力しましょう。